



ボール協会より、えきまえ広場において、ラグビー日本代表選手を招いてのストリートラグビーと講演会の実施といった内容での提案となります。

なお、市民提案型市民協働事業については、提案内容を踏まえた市の担当部署の決定が必要となりますが、元和泉2・3丁目町会からの提案については、想定浸水深表示板を設置した電柱の想定浸水深の高さへの目安表示の設置、設置に関連して防災意識の向上に繋がる防災セミナーの実施といった内容となっているため、安心安全課を担当部署としています。

今後は、8月21日にプレゼンテーション・審査を行う予定です。プレゼンテーションの審査を狛江市市民参加と市民協働に関する審議会の委員が担当し、審議会としての意見をまとめた答申を受けて、庁議において事業の実施及びその実施内容等について審議し、その結果を踏まえ、令和4年度の事業実施に向けた予算編成等に入っていくこととなります。

令和3年度提案の事業について、本内容で進めて良いか審議をお願いします。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例の見直しについて」の説明をお願いします。

部長 7月13日の庁議にて継続審議となった、狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例の見直しの要否について、検証結果報告書を作成しましたので、改めて審議をお願いします。

まず、趣旨についてです。市では、松原市長就任後、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例が人権の尊重に関する施策の基本として制定されましたが、狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例より上位に位置付けられる条例であること、職員課において条例の運用の実績の検証を行い、その結果を市長へ報告するという趣旨を記載しています。

次に条例の検証についてです。今回は条文を改正する必要があると判断した条文はありませんでしたが、新たな取組を行う必要があると判断したものについて説明します。第2条では定義について規定されていますが、第1項では職員を正規職員及び会計年度任用職員だけでなく、審議会委員や消防団員等の委員等も含めた全ての狛江市職員を条例の対象として定めています。条例の対象となる職員を限定しないことで、被害者を広く救済するために定めたものですが、審議会委員や消防団員等の委員等についてはこれまで相談窓口の周知や研修等の対象としていなかったため、今後は新たな取組を検討します。また、第2条の検証結果に関連して第5条の職員に対する指針及び第6条の研修等についても、全ての職員がハラスメントに関する正しい知識を身に付けられるよう研修等を実施していきたいと考えます。

最後にまとめについてです。検証の結果、全ての条文について、改正の必要はないと判断しましたが、職員等への周知等、取組が不十分なものがあるため、今後新たな取組を検討する必要があります。また、条例施行後も内部相談員及び外部相談窓口には、ハラスメントに関する相談が寄せられています。相談体制が機能しているという点においては評価ができますが、相談しなければならない状況にある職員がいるということも事実です。引き続き、市長以下全ての職員が条例の目的である、ハラスメントの防止及び排除のための措置に取り組み、ハラスメントが無く、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境づくりを進めていく必要があると結論付けましたので、審議をお願いします。

市長 全ての条文について改正の必要はないとしたところですが、周知等が不十分なものがあるため、周知徹底を図る等、対応することとします。特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書について」を報告してください。

部長 4月10日から5月9日までを調査期間として実施した狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケートの結果を取りまとめたので報告します。

本報告書の内容は、狛江市前期基本計画に設定された指標の現状値に加え、各課から希望のあった調査及び市民による狛江市の取組に対する評価であり、満18歳以上の市民2,500人を対象として行い、回答数は852通、回答率は34.1%となりました。なお、今回よりWebによる回答を導入したところ、回答総数に対する割合は32.2%となりました。

なお、今回の調査結果では、新型コロナウイルス感染症の影響により、正確な結果が把握できないと判断した3項目について、「新型コロナウイルス感染症の影響が無かった場合」と仮定した上で回答していただき、参考値としています。その3項目を除いた上で、市民アンケートの結果を指標としている18項目のうち、11項目で平成30年度末の当初値を上回りました。そのうち、6項目で目標値を上回っています。

また、問11及び25については、平成30年度末に実施した第4次基本構想前期基本計画の指標の現状値を把握するための市民アンケートには無かった、「わからない」という選択肢を追加しています。これは、より正確な回答結果を得ることを目的とし、問11においては子育て世帯以外の回答者を、また、問25においては市の行財政運営について把握していない回答者を想定して追加したものです。したがって、本報告書においては、「わからない」という回答を除いた割合を参考値として算出しています。今後は目標値の達成に加え、市の取組を周知することにより「わからない」の回答率を低下さ

せることにも努めていきます。

今回の調査結果については、各課において要因の分析等を行った上で、施策の推進に向けて活用ください。

市長 続いて、報告事項2「新型コロナワクチン接種スケジュール等について」を報告してください。

部長 現在、40歳以上の方、基礎疾患のある方及び高齢者施設等従事者について予約の受付及び接種を実施しているところですが、この度、市へのファイザー社製ワクチンの十分な供給の目途が立ったこと及び現在の予約状況を鑑み、12歳から39歳までの方の予約を7月27日から開始します。新たに予約の対象者となるのは約25,000人となりますが、これにより新型コロナワクチンの接種対象となる方全員が予約及び接種可能となります。

また、子どもの接種については特段の配慮が必要となりますので、この度、全年齢の予約を開始することに併せて、狛江市医師会等にも相談した上で実施方法を整理しました。対象については、12歳から15歳までの子どもとなり、誕生日を迎えて12歳となってから対象となります。

次に、考え方についてですが、日本小児科学会から、6月16日に公表された「新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～」の中で、子どもへの接種に当たっては成人の接種状況を踏まえて慎重に実施すること、接種に当たって十分に理解していただき、きめ細やかに対応すること及び接種を希望しない者が特別扱いされないよう十分配慮することの3点の見解が出されています。それを受け、市としては、全年齢を一度期に予約すること、対象となる家庭へお知らせ文書を郵送して接種の判断材料としていただくこと、接種には保護者同伴とすること及び接種会場の選択肢を複数用意することにより対応します。なお、狛江市医師会から、小児科医による個別接種を基本とすること、個別接種でカバーしきれない場合は集団接種を活用し、小児科医の問診を必須とすること、小児科医としては、社会全体の感染拡大を抑えるためにも、子どもを含めた接種を進めたほうが良く、安全性についても特段問題ないと考えているとの見解をいただいております。これらを踏まえ、具体的な実施方法を設定したところです。

実施方法は、小児科医による個別接種をベースに実施するとともに、夏季休業期間中に子どもが安心して安全に接種できる体制として、小児科医による問診及びケアを確実にできるよう、小児科医のみが予診を行う集団接種会場の専用枠を設置し、希望する子ども達へ早期に接種できるような体制とします。個別接種については6つのクリニックで実施し、集団接種については、防災センター会場において7月31日と8月7日の夜間帯を子どもへの接種の専用枠として設定します。なお、予約数が専用枠を大きく上回る場合は更

に7月31日の午後の枠を開放して対応し、逆に下回る場合は専用枠を一般にも開放する等、柔軟に対応したいと考えています。これにより、8月7日までで最大1,225回、対象者の約51.0%の接種を確保することとなります。

最後に、今後のスケジュールについてです。7月20日に12歳から15歳までの子どもがいる家庭にお知らせを郵送します。また、7月21日に、27日からの12歳から39歳までの予約開始と同時に、防災センターにおける会場の開設、子どもへの接種等の説明を記載したチラシを全戸配布し、十分な周知を図ります。その後、7月27日から12歳から39歳までの予約を開始し、29日から12歳から15歳までの個別接種を、31日から集団接種を開始する予定です。本内容については、市ホームページ、SNS等でも周知します。

併せて、8月以降の接種会場への応援職員選出について、各部において協力をお願いします。

市 長            その他お知らせはありますか。

部 長            委員会等における配布資料の取扱いについてです。

会議をオンラインで傍聴する際の資料の配布方法等に関して統一的な運用を図るため、委員会等における配布資料の取扱いを整理しました。

1点目は、提供方法の見直しについてです。委員会等の傍聴者に対する資料提供は、これまで情報公開請求を受けて対応していましたが、今後は、情報提供として資料を提供することとします。

2点目は、委員会等資料の公表についてです。現在、会議録を市ホームページに掲載しているところですが、資料についても、市ホームページに掲載することとします。また、市ホームページへの掲載は、委員会等の開催までに行ってください。委員会等の終了後、会議録を掲載し、資料と併せて閲覧できるようにします。市ホームページへの掲載のイメージを資料として添付していますので、参照ください。

3点目は、オンライン会議の傍聴人に対する資料の配布についてです。オンラインにより委員会等を開催する場合で、オンラインで傍聴が可能なものは、市ホームページの会議録のひろばを案内し、傍聴者に市ホームページから資料を取得していただくこととします。

市 長            他に何かありますか。

部 長            令和3年度高齢者福祉大会の中止及び敬老金支給方法の変更についてです。

高齢者福祉大会については、会場の市民ホールが令和3年度・4年度において改修工事に入ることから、事前に狛江市高齢者福祉大会検討会議で検討いただき、市民ホール改修工事中の他の会場における開催については、収容規模、集客力及び安定的開催の観点から実施困難であり、開催を中止すべき

であるという報告を受け、開催を中止とします。

次に、令和3年度の敬老金支給方法の変更についてです。9月1日を基準日として実施している敬老金の支給ですが、例年は民生委員・児童委員が担当区域内の該当者の方を全件訪問して渡していますが、令和3年度は2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と個別訪問を行う民生委員・児童委員のマスク着用による熱中症発症リスクを考慮して、現金書留による郵送での支給に変更します。

市 長       新型コロナウイルス感染症の感染が市内を含めた東京都内において拡大しています。また、狛江市職員においても感染者が発生していますので、市役所庁舎内を始め、学校、保育所等の現場においても、感染防止策を徹底してください。

部 長       市民生活部及び子ども家庭部に所属する職員において感染が判明しました。市役所庁舎内における感染拡大を防止するため、コピー機等、共用部の消毒を徹底してください。

市 長       他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月27日午前9時00分から開催します。